地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令について

1. 統一地方選特例法の概要

○　令和9年3月1日から5月31日までに任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙期日を統一する。

・都道府県及び指定都市の議会の議員及び長　：　令和9年4月11日（4月第2日曜日）
・指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長　：　令和9年4月25日（4月第4日曜日）

2. 統一地方選特例令の概要

○　選挙期日を統一することに伴い、公選法等において各選挙の期日又は任期満了日を基準とする事項について、特例法に規定する選挙期日を基準とするよう、公選法等の特例を定める。

1. 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

通常の場合	**当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会が定める日**に登録（告示の日の前日が通例）。
統一地方選の場合	**それぞれの選挙の告示日の前日**※に登録。

※　統一地方選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日は以下のとおり。

・知事選　：　3月24日
・指定都市市長選　：　3月27日
・一般市長・市議会議員選　：　4月17日
・都道府県議会議員選　：　4月 1日
・指定都市議会議員選　：　4月 1日
・町村長・町村議会議員選　：　4月19日

2. 地方公共団体の条例制定等の直接請求のための署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

通常の場合	**任期満了日前60日から**当該選挙の期日までの間、署名収集が禁止。
統一地方選の場合	**それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から**当該選挙の期日までの間※、署名収集が禁止。

※　都道府県又は指定都市　⇒　2月10日から4月11日まで
　　市区町村　⇒　2月24日から4月25日まで

3. 附則関係

施行期日：公布日

【スケジュール】
閣議：令和8年11月13日（金）
公布：令和8年11月18日（水）
※統一地方選特例法の公布日と同日